

第93回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件
- 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

INDEX

◆ 第93回定時株主総会招集ご通知	2
◆ 株主総会参考書類	5
— 提供書面 —	
◆ 事業報告	47
◆ 連結計算書類	64
◆ 計算書類	66
◆ 監査報告書	68

株主懇談会の中止、お弁当・お土産の取りやめについて

「株主懇談会」は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、本年も中止とさせていただきます。また、お弁当・お土産のご提供も取りやめとさせていただいております。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、昨年2021年9月1日に創業100周年を迎えました。当社の発展を支えてくださったお客様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様に関心より感謝申し上げます。

2022年3月期は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、半導体などの部品不足が生産活動に及ぼす影響が長期化し、さらにはロシア・ウクライナ情勢が世界経済を一段と減速させる経営環境でした。

このような状況下、当社企業グループは、製品の納期が長期化する中でお客様への供給責任を果たすべく、在庫確保・拡充に取り組むとともに、お客様の需要動向を的確に捉えた販売活動に注力した結果、好調な決算となりました。

現在は、次の100年に向けてさらなる成長を図るべく、昨年11月に策定した5カ年の新中長期経営計画「NEW C.C.J2200」に沿って、新たな目標達成に向けて突き進んでおります。

引続き厳しい経営環境下ではありますが、グループ社員一同奮闘してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 渡邊 武雄

2022年6月

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が未だ収束していない状況下で、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

感染予防のため座席数を60席迄とさせていただきますが、感染拡大防止の観点からなるべくご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。議決権行使は、ご来場いただかなくとも事前に郵送またはインターネットで行うことができますので、是非ご検討ください。その際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時	
2. 場 所	大阪市西区西本町1丁目13番25号 当社本社9階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）	
3. 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

株主懇談会の中止、お弁当・お土産の取りやめについて

「株主懇談会」は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、本年も中止とさせていただきます。また、お弁当・お土産のご提供につきましても取りやめとさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。 以 上

議決権の行使に関するご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

■ 当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

当日ご欠席の場合



① 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分必着

■ ご送付いただいた議決権行使書の名議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱います。



② インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

⇒ インターネットによる行使方法のご案内は次頁をご参照ください。

本招集ご通知に関する事項

1. インターネットによる提供書面

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 | ② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 |
| ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 | ④ 連結計算書類の「連結注記表」 |
| ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 | ⑥ 計算書類の「個別注記表」 |

なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2. 修正事項をインターネットにより掲載する場合

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類を修正する必要がある場合は、修正事項を当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイト（<https://www.tachibana.co.jp/>）

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイト及びパスワード等について

QRコードを読み取る方法

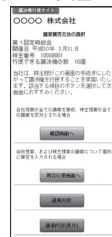
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

2. インターネットによる重複行使について

- (1) インターネット及び議決権行使書により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネットによって議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

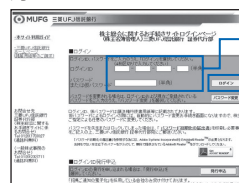
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

電話	0120-173-027 (通話料無料)
受付時間	午前9時から午後9時まで

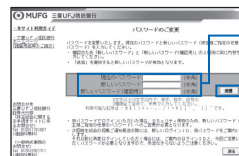
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第 1 号 議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化することでコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の透明性を一層向上させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社へ移行のための所要の変更を行うものであります。なお、当該変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものとしたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入が義務付けられることとなります。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定の新設並びに不要となる規定の削除等、株主総会資料の電子提供制度導入のための所要の変更を行うものであります。なお、当該変更の効力に関する附則を新設し、同附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条（条文省略） （機 関）	第1条～第3条（現行どおり） （機 関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く 1.取締役会 2.監査等委員会 3.会計監査人

現定款	変更案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条 (条文省略)	第12条～第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部</u>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる</p>
第16条～第17条 (条文省略)	第16条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会

現定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する</u></p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする</u></p>
<p>(代表取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を選定する</p>	<p>(代表取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役3名以内を選定する</p>

現定款	変更案
<p>(役付取締役並びに顧問及び相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役並びに顧問及び相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する 但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する 但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> 第 2 9 条 監査役は、株主総会において選任する 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 3 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 3 1 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 3 2 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する 但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</p>	(削除)

現定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる
	2 監査等委員の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による
第6章 社外取締役、社外監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる	第6章 社外取締役、社外の監査等委員である取締役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外の監査等委員である取締役との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる

現定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収防衛策</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収防衛策</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任限定に関する経過措置)</p> <p>第93回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)が任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する 3. 附則(電子提供措置等に関する経過措置等)は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生ずるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位、担当	取締役会の出席状況
1	わた なべ たけ お 渡邊 武雄	再任	代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当	12回/12回 (100%)
2	ぬの やま ひさ のぶ 布山 尚伸	再任	取締役 常務執行役員 東京支社長 兼 東京管理部長、東京支社拠点担当、海外事業担当	12回/12回 (100%)
3	たか み さだ ゆき 高見 貞行	再任	取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当	12回/12回 (100%)
4	さ とう たか やす 佐藤 太泰	新任 社外	社外取締役	—
5	つじ かわ まさ と 辻川 正人	再任 社外 独立	社外取締役	12回/12回 (100%)
6	つじ たか お 辻 孝夫	新任 社外 独立	社外取締役	—

取締役候補者

候補者番号

1

わた なべ たけ お

渡 邊 武 雄

(1945年6月29日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1968年3月 当社入社
- 1996年6月 当社取締役 海外本部長
- 1998年6月 当社取締役 海外事業本部長
- 2000年6月 当社代表取締役社長
- 2003年6月 当社代表取締役社長 代表執行役員
- 2006年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2022年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 189,026株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

渡邊武雄氏は、代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。海外事業担当時代に培われた、グローバルな事業経営に基づく豊富な経営経験を活かし、社長就任後は、東証一部（現、東証プライム）への上場を果たすと共に、連結経営の推進に大きな成果を上げております。また、「人基軸の経営」を理念とし、営業力強化・体質改善プロジェクト「C.A.P.U.P 1500」の推進によってマネージャー層の能力を飛躍的に向上させることにより、業績拡大を牽引してまいりました。

加えて、創業100周年を迎えた前年度には新中長期経営計画「NEWC.C.J2200」を起動させて当社グループの次の100年に向けた成長戦略を推進するなど、当社が持続的な企業価値の向上を図るために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年 4月 当社入社
- 1995年 4月 当社海外本部香港駐在員事務所長
- 2007年 4月 当社香港駐在員事務所長、深圳駐在員事務所長
TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD.
Managing Director (2016年3月31日退任)
- 2010年 6月 当社執行役員 香港駐在員事務所長
- 2012年 4月 当社執行役員 海外事業・海外半導体デバイス担当
- 2014年 4月 当社常務執行役員 海外事業・半導体デバイス海外担当
- 2016年 4月 当社常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2020年 4月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長兼東京管理部長、
東京支社拠点担当、海外事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 43,135株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

布山尚伸氏は、取締役常務執行役員として、東京支社及び海外事業を統括しております。国内の半導体の営業に従事したのち、中国・東南アジアにおいて主に半導体及び産業メカトロニクス製品、FA機器の販売に注力し、事業領域と拠点を大幅に拡大いたしました。

同氏は、2007年4月から2016年3月まで海外子会社を統括する持株会社TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. のManaging Directorとして海外子会社8社、14拠点を統括し、豊富な国際経験を存分に発揮して業容の拡大に尽力すると共に、近年では東京支社長として支社の業績を大きく伸長させるなど、取締役としての資質を十分に備え、当社グループの次の100年に向けた成長戦略を推進できる人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たか み さだ ゆき

高見貞行

(1956年5月25日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 当社入社
- 1996年4月 当社海外本部シンガポール駐在員事務所長
- 2000年4月 当社半導体デバイス本部半導体一部長
- 2006年6月 当社半導体第三本部長
- 2009年4月 当社ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2010年6月 当社執行役員 ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2012年4月 当社執行役員 国内半導体デバイス担当
- 2014年4月 当社常務執行役員 半導体デバイス国内担当
- 2016年4月 当社常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2017年4月 当社取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 54,015株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

高見貞行氏は、取締役専務執行役員として、半導体デバイス事業を統括しております。入社以来、半導体及び電子デバイスの事業に従事し、シンガポール駐在員事務所長を歴任するなど国内外で豊富な経験を有しております。

同氏は、事業環境の変化が激しい半導体業界において、同事業の知見を持って日系半導体デバイスのみならず外資系半導体ビジネスを伸長させ、直近においては八洲電子ソリューションズ株式会社の当社子会社化を実現させました。国内外一体となったグローバルな半導体事業を牽引して業績を向上させており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さ と う た か や す

佐 藤 太 泰

(1968年12月29日生)

新任

社外

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 三菱電機株式会社入社

2018年 4 月 同社関西支社事業推進次長

2019年 6 月 同社関西支社事業推進部長

2022年 4 月 同社関西支社副支社長兼事業推進部長兼スマートシティー推進室長
(現任)

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 —

■ 取締役会への出席状況 —



■ 社外取締役候補者とした理由等

佐藤太泰氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、三菱電機株式会社に入社以来、戦略事業開発室や事業推進部を歴任され、現在は同社の関西支社副支社長としてご活躍されております。当社と異なる社外の視点から意見を述べることで当社の経営の合理性・透明性を高め、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、三菱電機株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに定める当社の特定関係事業者（主要な取引先）であり、同氏は同社の業務執行者であります。

候補者番号

5

つじ かわ まさ と

辻川正人

(1958年1月31日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年11月 司法試験合格
- 1988年4月 大阪弁護士会登録
- 1988年4月 関西法律特許事務所入所
- 1994年1月 関西法律特許事務所 パートナー
- 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士（現任）
- 2007年6月 当社取締役（現任）
- 2019年6月 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役
- 2021年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 15年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

■ 社外取締役候補者とした理由等

辻川正人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの幅広い助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1973年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）東京本社入社
- 1999年6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締役
- 2001年6月 同社常務取締役
- 2002年6月 同社代表取締役社長
- 2009年6月 同社取締役会長
- 2010年7月 双日株式会社機械部門顧問
- 2013年6月 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
- 2014年5月 同社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者、最高リスク責任者、最高革新責任者
- 2016年6月 同社代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者
- 2018年4月 同社代表取締役会長 執行役員 最高経営責任者
- 2019年4月 同社代表取締役会長
- 2019年6月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役
- 2021年6月 株式会社JVCケンウッド 特別顧問（現任）
- 2021年11月 当社特別顧問（現任）

■ 所有する当社の株式の数 2,400株

■ 在任年数 —

■ 取締役会への出席状況 —

— 社外取締役候補者とした理由等 —

辻孝夫氏は、上場企業の代表者として会社経営に関する豊富な経験・知識を持たれており、また、技術者としての専門的な知見と国際経験も有しており、客観的、専門的な視点から当社の経営へ有用な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反関係の生じる恐れが無いと見做され、「独立役員」として指定する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 佐藤太泰氏、辻川正人氏及び辻孝夫氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、辻川正人氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任



を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は同契約を継続する予定であります。また、新任の佐藤太泰氏及び辻孝夫氏の両氏が原案どおり選任された場合は、両氏と同契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。当社は、取締役、監査役全員を被保険者とする総支払限度額500百万円の会社役員等賠償責任保険契約を東京海上日動火災保険株式会社と締結しております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

5. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。

6. 当社は、辻川正人氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。また、辻孝夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	まつ	はし	きよし	
1	松	橋	澄	(1955年11月1日生) 新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1979年4月 株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2005年1月 同行 玉造法人営業部法人部長兼玉造支店長
- 2008年7月 当社入社、CSR推進本部広報室長
- 2010年4月 当社経営企画本部総務部長
- 2016年4月 当社管理本部経営業務部長
- 2019年4月 当社経営戦略室広報IR部広報IR担当部長
- 2019年6月 当社常勤監査役（現任）



■ 所有する当社の株式の数 8,946株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回全てに出席）

監査役会への出席状況 100%（6回全てに出席）

監査等委員である取締役候補者とした理由等

松橋澄氏は、金融機関における長年の経験及び当社において広報室長、総務部長、経営業務部長の経験を有しており、当社の事業部門・管理部門に精通しております。当社はこれらの豊富な経験や知見を基に経営全般についての的確に監査を遂行いただけるものと判断し、このたび監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

おお たに やす ひろ

大 谷 康 弘

(1966年2月13日生)

新任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年10月 太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2000年7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート 取締役
- 2001年8月 同社代表取締役（現任）
- 2002年8月 KVI税理士法人 社員
- 2003年6月 当社監査役（現任）
- 2004年2月 KVI税理士法人 代表社員（現任）
- 2014年3月 監査法人グラヴィタス 社員
- 2014年7月 同監査法人 代表社員（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 19年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回全てに出席）

■ 監査役会への出席状況 100%（6回全てに出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

大谷康弘氏は、公認会計士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、このたび監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、KVI税理士法人は一部の当社子会社と取引がありますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年11月 司法試験合格
- 1987年4月 大阪弁護士会登録
浅岡法律事務所（現、浅岡・瀧法律会計事務所）入所
- 1991年4月 塩路法律事務所開設 所長
- 2007年6月 当社監査役（現任）
- 2015年6月 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役（現任）
- 2022年1月 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 15年（本総会最終時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

■ 監査役会への出席状況 100%（6回中全てに出席）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

塩路広海氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を持ち、弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、このたび監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は当社の主要な取引先の業務執行者や主要株主等であった経歴がないことから、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、大谷康弘氏及び塩路広海氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。なお、両氏が原案どおり選任された場合は、あらかじめ社外取締役として同契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。当社は、取締役、監査役全員を被保険者とする総支払限度額500百万円の会社役員等賠償責任保険契約を東京海上日動火災保険株式会社と締結しております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
5. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
6. 当社は、大谷康弘氏及び塩路広海氏の選任が承認可決された場合には、引き続き両氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出る予定であります。

■取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキル・マトリックス

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルは以下のとおりとなります。

氏名		経営	営業・マーケティング	技術	グローバル	ガバナンス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・人材開発
取締役	渡邊武雄	●	●	●	●	●	●	●	●
	布山尚伸	●	●	●	●	●	●	●	●
	高見貞行	●	●	●	●	●		●	●
	佐藤太泰		●			●		●	
	辻川正人	●				●		●	
	辻 孝夫	●	●	●	●	●		●	●
取締役 (監査等委員)	松橋 澄					●	●	●	
	大谷康弘	●				●	●		
	塩路広海	●				●		●	

(注) 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキルおよび現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生ずるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

き だ み の る
木 田 稔 (1970年7月30日生)

■ 略歴（重要な兼職の状況）

- 1993年10月 太田昭和監査法人（現、E Y新日本有限責任監査法人）入所
- 2004年1月 公認会計士木田稔事務所 所長（現任）
- 2006年12月 監査法人グラヴィタス 代表社員（現任）
- 2019年3月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

木田稔氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士と税理士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外の監査等委員に就任された場合は、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 木田稔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木田稔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木田稔氏との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、木田稔氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、社外取締役として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

第 5 号 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額設定の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額400百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。第 1 号議案「定款一部変更の件」及び第 2 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第 6 号 議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第 1 号議案「定款一部変更の件」及び第 3 号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年6月25日開催の第90回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の継続更新について株主の皆様にご承認をいただいておりますが、今般承認期限を迎えることから、2022年5月23日開催の取締役会で本プランを継続することを決議いたしました。

本プランにつきましては、本総会において株主の皆様のご承認が得られること及び導入後の具体的な運用が適正に行われることを条件として、当社監査役全員から継続に賛成との意向を得ております。

なお、当社の大株主の状況は、別紙4に記載のとおりですが、20%以上保有する株主は存在しておりません。また、本日現在、大規模買付者より当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本プランとは、**特定株主グループ【注1】の議決権割合【注2】を20%以上とすることを目的とする当社株式等【注3】の買付行為**、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（以下、このような買付行為を「**大規模買付行為等**」といい、大規模買付行為等を行うものを「**大規模買付者**」という。）に関する対応策であります。ただし、取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

I. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としております。したがって会社の支配権の移転を伴う当社株式の大規模買付提案に応じるか否かの判断も、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

ただし、事前に取締役会の賛同を得ずに行われる当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、以下のようなリスクを含むものも少なくないと想定されます。

- ①株主の皆様の意思に反して株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの
- ②株主の皆様が大規模買付提案の内容の検討や代替案を検討するために、必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの
- ③当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがあるもの

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えておりますので、当社

の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者には、必要な対抗措置を採る必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、1921年の創業以来、三菱電機株式会社の総合代理店としてスタートを切りました。同社が製造する製品の取り扱いをはじめ、高度化・多様化する市場ニーズに対応し、業界の中でも早くから「技術商社」を標榜し、より付加価値の高い製品・システムの提案と提供に努めてまいりました。活動地域も国内にとどまらず、国内で築いた「技術商社」としての地位を、中国・東南アジアを中心とする海外でも確立し、アジアの産業界を支える「確固たる基盤を持った電機・電子の一大技術商社」を目指しております。

また当社が創業100周年を迎えた2021年より中長期経営計画「NEW C.C. J 2200」にグループを挙げて取り組む中で、AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）時代における製造現場の生産性向上を図るべくグループ各社の技術を結集し、ロボットを含む製造ラインや設備機械を機能的に連動させるM2M（機械間通信）ビジネスを強力に推進しております。

当社の企業価値の源泉は、以下の4点にあると考えています。

- ①長年にわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの厚い信頼関係
- ②取扱商品についての、高度かつ専門的な知識や深い経験とノウハウ
- ③単に商品を販売するだけでなく、最新の技術・製品情報の提供やさまざまな製品を組み合わせたソリューションの提案力、ハード／ソフト両面での技術サポート、機器の据付・保守・メンテナンスなど、商社の枠を超えた高度なサービスの提供力
- ④活力あふれる企業風土とチャレンジ精神旺盛な人材

当社グループは、これからも最新の技術や価値ある商品、サービス、ソリューションを提供し続けるとともに、優秀な人材の採用と育成、健全かつ透明な経営の実践により、当社及びグループ各社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に努めてまいります。

2. コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践により、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

また、当社は取締役とは別に、業務執行を司る執行役員を任命し、経営の意思決定・監督機能と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、複数名の社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。なお、取締役と執行役員の任期は、事業年度毎の経営責任の明確化を図るために1年としております。

さらに、当社の企業価値を正当に評価いただくために、法令に基づく適時開示に加え、決算発表、機関投資家および個人投資家に対する説明会の開催などあらゆる機会をとらえて主体的に情報発信を行っており、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 本プランの内容 (別紙5「フローチャート」ご参照)

1. 本プランの概要

本プランは、下記①②③の行為が発生することを想定して策定したものです。いずれについても取締役会があらかじめ同意したものは除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものを想定しています。

- ①議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付その他の行為
- ②結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為
- ③上記の①又は②の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限りません。)

上記の提案があった場合に応じるか否か、株主の皆様に適切に判断していただくために、下記a.b.c.d.の行動をとるためのルールを定めております。

- a.大規模買付者に事前に大規模買付情報(下記2.(1)B「大規模買付情報の提供要請」において定義します。)の提供を求める
- b.当該大規模買付行為等を評価、検討する
- c.必要に応じて大規模買付者との買付に関する交渉を行う
- d.必要に応じて株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、特別委員会(下記2.(3)A「特別委員会の設置」を参照ください。)の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てその他の当該時点において最善と認められる対抗措置を発動する

また、本プランにおいては、取締役会が、株主の皆様のご意思を直接確認することが実務上適切と

判断する場合や、特別委員会が対抗措置発動にあたり株主総会の開催が妥当だと判断した場合、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って、取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為等を開始することができないものとします。

2. 大規模買付ルール

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

A. 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合、まず、取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

B. 大規模買付情報の提供要請

取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリスト（下記①乃至⑥）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（対象となる株式等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為等後に当社の株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報、及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為等後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策

- ⑦ 大規模買付行為等後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ その他取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

取締役会は、特別委員会への諮問を経て、大規模買付者から提供された大規模買付情報が、大規模買付者が行おうとする大規模買付行為等の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、取締役会は、本検討期間（下記(2)「取締役会における大規模買付行為等の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大規模買付者が要求した大規模買付情報の前提となる大規模買付行為等を変更した場合には、当該変更後の大規模買付行為等に係る大規模買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、取締役会は、大規模買付行為等の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時適切に開示を行います。また、取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)の「本検討期間」の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 取締役会における大規模買付行為等の検討等

取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）。

取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「特別委員会の勧告」記載の特別委員会に諮問を行うほか、必要に応じて、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

また、取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為等の内容に応じて、下記a.及びb.の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし取締役会が下記3.(1)Cのとおり、株主総会の開催を決定した場合には株主総会で対抗措置の発動の是非が決定されるまで）は大規模買付行為等を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株式等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. その他の方法による大規模買付行為等の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

なお、取締役会は特別委員会からの勧告を受け、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

取締役会は、本検討を通じて、大規模買付行為等に関する取締役会としての見解を慎重にとりまとめ、適時適切に開示を行います。

(3) 特別委員会の勧告

A. 特別委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外者のみから構成される特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上5名以内の委員で構成されるものとし、その委員は、取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。

特別委員会規則の概要については別紙1を、株主の皆様のご承認をいただいた後の特別委員氏名及び略歴等については別紙2をご参照ください。

B. 特別委員会への諮問

特別委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内に審議・検討し、取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

特別委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、取締役会を通じて大規模買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、特別委員会は、取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、大規模買付者の大規模買付情報、その他大規模買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り。）、その他特別委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

更に、特別委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて当社の費用負担で、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門

家を含みます。)の助言を受けることができるものとします。

C. 取締役会への勧告

取締役会は、特別委員会から勧告が行われた場合は、勧告の事実とその概要その他取締役会が適切と判断する事項について適時適切に開示を行います。また、取締役会の判断は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、特別委員会は、取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

3. 大規模買付行為等に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

A. 大規模買付ルールが遵守された場合

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為等の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ここで、大規模買付行為等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合とは、具体的には下記のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為等を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為等を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で大規模買付

行為等を行っている場合

- ⑤ 最初の買付で全ての当社株式等の買付の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付を行うことにより、株主の皆様にも事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為等を行っている場合
- ⑥ 買付の条件（買付対価の価格・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の経営方針・事業計画並びに買付後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付の場合
- ⑦ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者支配権を取得しない場合と比べて向上しないと合理的に判断される場合
- ⑧ 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑨ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合
- ⑩ その他、①乃至⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益確保・向上に反すると認められる場合

B. 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

C. 株主総会の開催

上記A「大規模買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付ルールが遵守された場合には、取締役会において、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為等に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為等の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会への諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合、又は特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、取締役会は株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様意思を確認するものとします。取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主

総会を招集するものとします。

また、取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為等を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は大規模買付ルールを遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、特別委員会への諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当て等を行います。

なお、取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為等の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう行為であると認められなくなった場合、又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、特別委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

4. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランが本定時株主総会において承認された場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様に不利益を与えない場合等には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事

実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 本プランの合理性

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

上記Ⅱ.「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものがあります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

A. 買収防衛策に関する各指針等に適合すること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた

- ①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ②事前開示・株主意思の原則
- ③必要性・相当性確保の原則

の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）に規定される各事項を遵守するものです。

さらに本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2021年6月11日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内

容になっております。

B. 株主の皆様の意思が最大限重視されていること

本プランの効力発生のためには、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件としており、本プランの効力発生には株主の皆様の意思が反映されることになっております。また、上記Ⅲ.4.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランはその廃止においても、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ.3.(1)C「株主総会の開催」記載のとおり、取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は特別委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、取締役会は、上記Ⅲ.2.(1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

C. 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

①独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するために、特別委員会を設置いたします。

当社に対して大量買付行為等がなされた場合には、上記Ⅲ.2.(3)「特別委員会の勧告」記載のとおり、特別委員会が、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

②合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記Ⅲ.3.「大規模買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されています。

D. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.4.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策ではありません。ま

た、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランが株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、ご承認時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様との権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大规模買付行為等に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大规模買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ.3.「大规模買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大规模買付者が大规模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大规模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大规模買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大规模買付者が大规模買付ルールを遵守しなかった場合又は大规模買付ルールを遵守した場合でも、大规模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大规模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大规模買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態は想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受

ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご留意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意ください。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご留意ください。

【注1】特定株主グループ

- (i)当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者にみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii)当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項

に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

【注2】議決権割合

- (i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。)。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。または、
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株式保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

【注3】株式等

株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいうものとします。

以 上

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会設置の目的

特別委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。

3. 特別委員の任期

- (1) 特別委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2) 増員又は補欠として選任された特別委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 特別委員会の招集手続

特別委員会は、当社代表取締役の要請により、特別委員会の決議により選定される特別委員会の議長又は各特別委員が招集する。

5. 特別委員会の決議方法

特別委員会の決議は、原則として、特別委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 特別委員会の権限事項

- (1) 特別委員会は、取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大規模買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 次項に基づき対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

(2) 特別委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、取締役会を通じて大規模買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 特別委員会への出席

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を出席させ、特別委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

特別委員の氏名及び略歴

[氏 名] 辻川 正人 (つじかわ まさと)

[生年月日] 1958年 1月31日

[略 歴] 1985年11月 司法試験合格
 1988年 4月 大阪弁護士会登録
 1988年 4月 関西法律特許事務所入所
 1994年 1月 関西法律特許事務所 パートナー
 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 (現任)
 2007年 6月 当社 社外取締役 (現任)
 2019年 6月 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役
 2021年 6月 同社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
 2022年 6月 当社 社外取締役 就任予定

[氏 名] 辻 孝夫 (つじ たかお)

[生年月日] 1949年 9月28日

[略 歴] 1973年 4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 東京本社入社
 1999年 6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締役
 2001年 6月 同社 常務取締役
 2002年 6月 同社 代表取締役社長
 2009年 6月 同社 取締役会長
 2010年 7月 双日株式会社機械部門顧問
 2013年 6月 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
 2014年 5月 同社 代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者、最高リスク責任者、最高革新責任者
 2016年 6月 同社 代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者
 2018年 4月 同社 代表取締役会長 執行役員 最高経営責任者
 2019年 4月 同社 代表取締役会長
 2019年 6月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役
 2021年 6月 株式会社JVCケンウッド 特別顧問 (現任)
 2021年11月 当社 特別顧問 (現任)
 2022年 6月 当社 社外取締役 就任予定

[氏 名] 大谷 康弘 (おおたに やすひろ)
[生年月日] 1966年 2月13日
[略 歴] 1990年10月 太田昭和監査法人 (現 E Y新日本有限責任監査法人) 入所
2000年 7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート 取締役
2001年 8月 同社 代表取締役 (現任)
2002年 8月 K V I 税理士法人 社員
2003年 6月 当社 社外監査役 (現任)
2004年 2月 K V I 税理士法人 代表社員 (現任)
2014年 3月 監査法人グラヴィタス 社員
2014年 7月 監査法人グラヴィタス 代表社員 (現任)
2022年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就任予定

[氏 名] 塩路 広海 (しおじ ひろうみ)
[生年月日] 1957年 1月28日
[略 歴] 1984年11月 司法試験合格
1987年 4月 大阪弁護士会登録
浅岡法律事務所 (現、浅岡・瀧法律会計事務所) 入所
1991年 4月 塩路法律事務所開設 所長
2007年 6月 当社 監査役 (現任)
2015年 6月 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役 (現任)
2022年 1月 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 (現任)
2022年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就任予定

以 上

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割当てる新株予約権の数

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

3. 無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下の7.において定める行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその共同保有者等（大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味するものとし、並びに大規模買付者及びその共同保有者等から取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、取締役会において定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項は、取締役会において別途定める。

以上

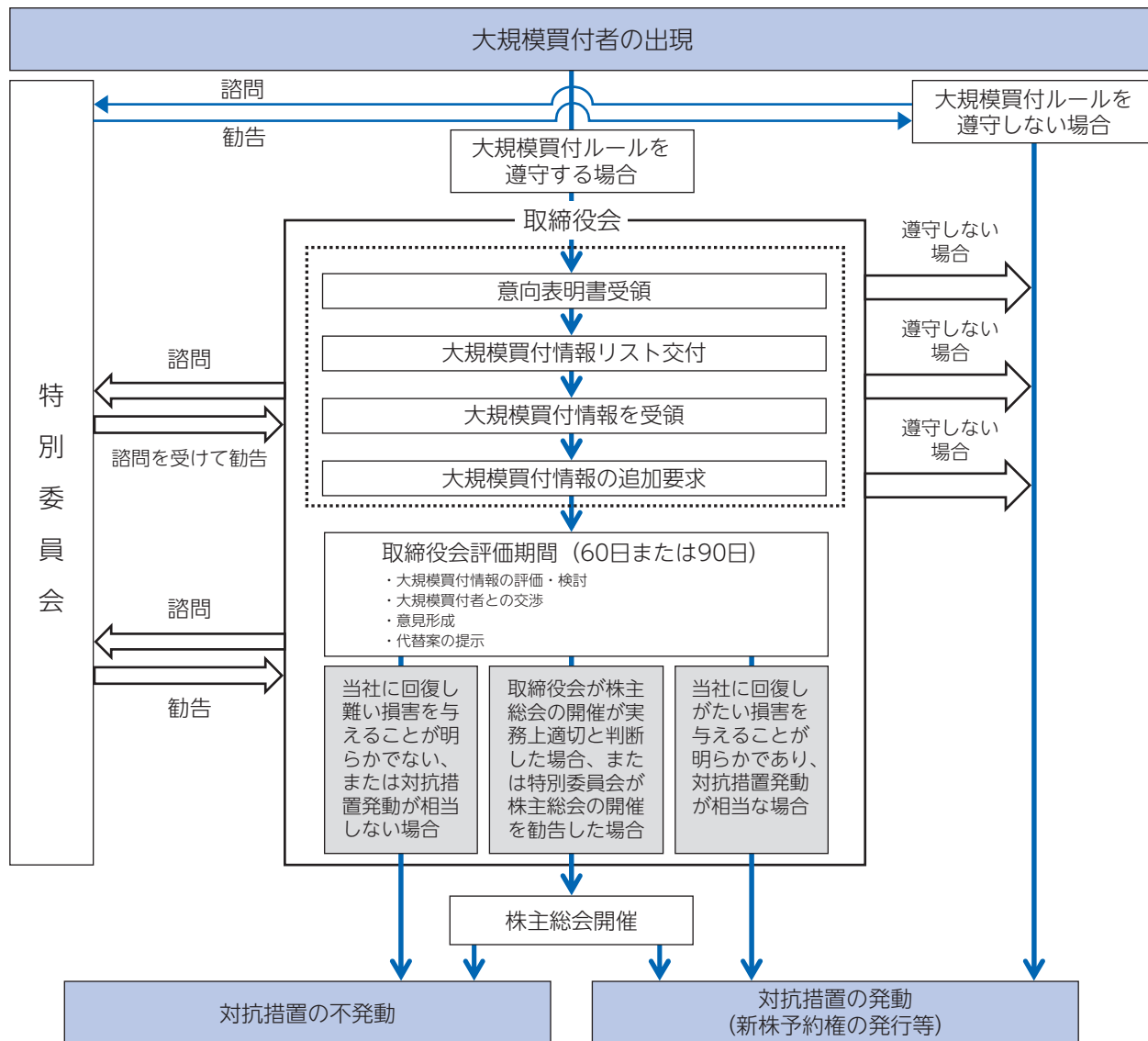
大株主の状況

(2022年3月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	1,921	7.69
株式会社サンセイテクノス	1,563	6.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,440	5.77
立花エレテック従業員持株会	1,214	4.86
株式会社三菱UFJ銀行	1,082	4.33
株式会社きんでん	754	3.02
株式会社ノーリツ	742	2.97
日本生命保険相互会社	471	1.89
株式会社たけびし	459	1.84
株式会社伊予銀行	435	1.74

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式46,888株を控除して計算しております。

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

	第 92 期 (2021年3月期)	第 93 期 (2022年3月期)	前年度比
	百万円	百万円	%
売上高	161,440	193,431	119.8
営業利益	4,033	6,710	166.4
経常利益	4,388	7,412	168.9
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,457	5,144	148.8

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【経済環境】

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、半導体などの部品不足が生産活動に及ぼす影響は長期化しており、さらにはロシア・ウクライナ情勢が世界経済を一段と減速させるリスクも高まっていることから、経営環境は予断を許さない状況が続いております。

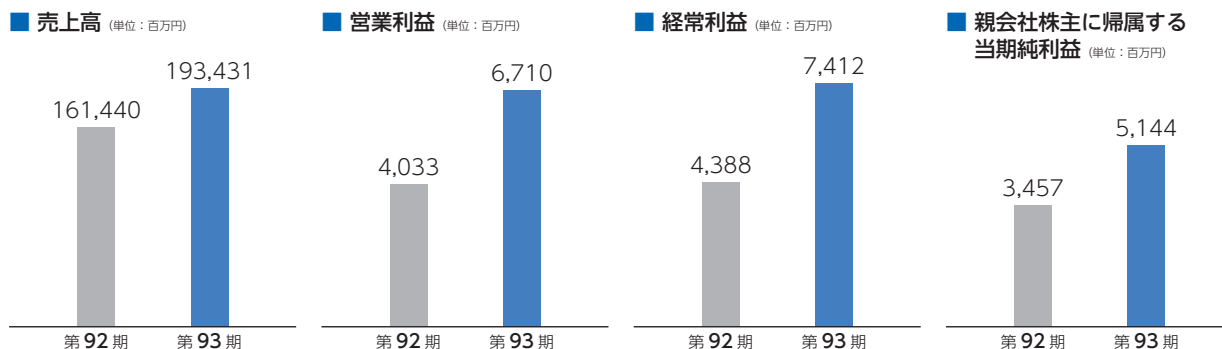
【当社グループの取り組みとその成果】

このような状況下にあって、当社企業グループは、製品の納期が長期化する中でお客様への供給責任を果たすべく、在庫確保・拡充に取り組むとともに、お客様の需要動向を的確に捉えた販売活動に注力した結果、大幅な増収を達成できました。特に国内・海外ともに子会社が大きく業績を伸ばし、連結では単体を上回る売上高伸長となりました。

中長期経営計画「NEW C.C.J2200」の初年度に当たる当期は、来るべき未来社会に選ばれる技術商社として、システム、ロボットビジネスの専門営業部署を設置し、技術部門と連携して営技一体で拡販を実行し、ロボットやM2M技術を活用した工場の自動化、省人化ニーズへの対応や3Dプリンターによる新しいものづくり技術の普及に努めてまいりました。また、コロナ禍で大規模展示会へのリアル出展を一部見送る一方で、当社企業グループの技術力を発信・披露する場として、自社サイトでのオンライン展示会や独自にウェビナーを開催するなど、製造現場の課題解決に向けたソリューション提案とビジネス拡大に向けて取り組んでまいりました。加えて、利益生産性の向上を図るべくデジタル化を推し

進めて業務の合理化・効率化にも取り組んでまいりました。当社企業グループは「安定成長で200年続く企業」を目指して中長期経営計画「NEW C.C.J2200」を推進し、次の100年に向けて変革を進めてまいります。

当連結会計年度の業績は、売上高1,934億31百万円（前年度比19.8%増）、営業利益67億10百万円（前年度比66.4%増）、経常利益74億12百万円（前年度比68.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億44百万円（前年度比48.8%増）となりました。なお、売上高、営業利益、経常利益については連結会計年度として過去最高を更新いたしました。



セグメント別売上高の概況は次のとおりであります。（注）下記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

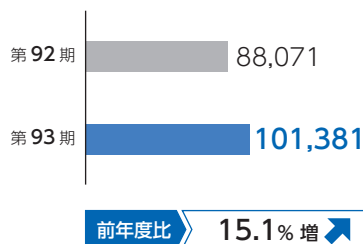
FAシステム事業

売上高

1,013億81百万円

構成比率 52.4%

■ 売上高 (単位：百万円)



各事業分野全般において、取扱商品の供給不足が懸念されている中で、グループ一丸となって商社機能を発揮し顧客需要に対応すべく努めました。FA機器分野では、半導体製造装置関連や、物流関連、食品関連の設備投資が好調で、プログラブルコントローラー、インバーター及びACサーボが好調に推移しました。産業機械分野では、補助金効果により工作機械、レーザー加工機が大幅に伸長し、製造ライン向け自動化設備も堅調でした。産業デバイスコンポーネント分野では、タッチパネルモニターが大きく伸長しました。また、システム、ロボット、センサも大きく伸長しました。また、子会社では半導体製造装置の業界を中心に接続機器等の販売が好調に推移し、連結の業績に貢献しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比15.1%の増加となりました。

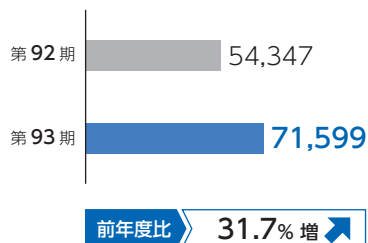
半導体デバイス事業

売上高

715億99百万円

構成比率 37.0%

■ 売上高 (単位：百万円)



半導体デバイス事業では、前年度後半から高水準な需要が継続しており、マイコン、ロジックIC及びパワーモジュールなどが大幅に伸長するとともに、海外においても日系企業向けを中心に大幅に伸長しました。しかしながら世界的な電子部品の逼迫により、国内及び海外子会社では必要部品確保に奔走しました。一方、電子デバイス分野では、液晶パネルの根強い需要が継続するとともに、コネクターなどの接続部品が大幅に増加しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比31.7%の増加で、過去最高となりました。

施設事業

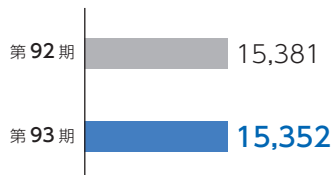
売上高

153億52百万円

構成比率

7.9%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 0.2% 減

施設事業では、オリンピック、パラリンピック終了後の案件減少や、開催延期による各種再開案件の遅れによる物件減少の中、海外でのロックダウンや半導体不足による製品納期の長期化の影響から、業務用エアコン、低温冷熱機器は伸び悩みました。

一方、新築及びリニューアル需要を取り込んで、ルームエアコン、エコキュート等の住設機器が伸長し、活況の物流関連向けに昇降機やLED照明も好調に推移しましたが、マイナス要素を埋めるには至らず、当事業全体の売上高は、前年度比0.2%の減少となりました。

その他

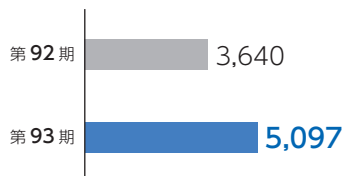
売上高

50億97百万円

構成比率

2.7%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 40.0% 増

MMS分野では、立体駐車場向けにパレットの更新台数の増加が売上に貢献しましたが、金属部材の価格高騰と円安の影響を受けて、利益確保は厳しい状況でありました。EMS分野では、家電関連が大幅に増加し、窓用シャッターリモコンは好調であったものの、部材の不足と価格高騰の影響を受ける形で推移しました。

その結果、その他事業は増収減益となりました。

上記セグメント別売上高の内、海外事業売上高については以下のとおりであります。

海外事業

売上高

333億43百万円

(前年度比 39.8%増)

海外事業売上高は、米中貿易摩擦の長期化はあるものの、日系・ローカル顧客共に好調な中国市場に支えられ、売上高が大幅に伸長し過去最高となりました。結果、海外事業売上高比率は前年から2.4ポイント上昇し、17.2%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ問題の収束が見通せない情勢に加えて、米国での金利上昇、中国でのコロナ対応のロックダウンなどによる景気減速が懸念され、経営環境は極めて不透明な状況にあります。また、足下では物不足の長期化による先行手配で流通在庫は増加しており、当事業年度は通常期以上に難しい経営の舵取りが求められることになろうかと思えます。

そのような状況下で当社企業グループは、グループ一丸となって商社機能を如何なく発揮して商品を確認し、お客様の要求に対する供給責任を果たすことを通じて業績の確保に努めてまいります。また、変化に対応出来る強い経営体質を目指して、新中長期経営計画「NEW C.C.J2200」（～2026年3月）で掲げた「200年企業になるための基盤づくり」に取り組んでまいります。

【中長期経営計画「NEW C.C.J2200」の推進】 ～安定成長で200年続く企業を目指す～

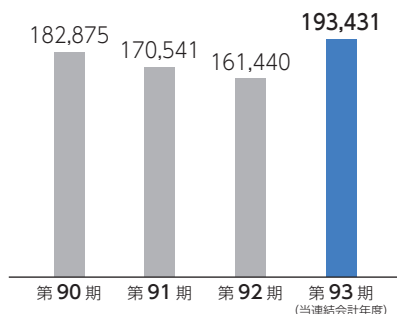
1. 新型コロナウイルス禍を機に大きく変化する経営環境の下、お客様のニーズもモノからコトへ変化し、単品販売ビジネス（＝モノ）だけではなく、ハード（＝モノ）にシステム技術（＝コト）を組み合わせた提案が今まで以上に求められています。そうした環境変化に対応できる組織にするために、OA化と人事制度改革などの体制整備を両輪で進めて、現状に甘んずることなく、次の100年に向けて変革を進めてまいります。
2. 長期的なビジョンとして、「安定成長で200年続く企業」を目指します。
そこに向けて、この「NEW C.C.J2200」の5年間で「200年企業になるための基盤づくり」を行ってまいります。

【主要な取組み方針】

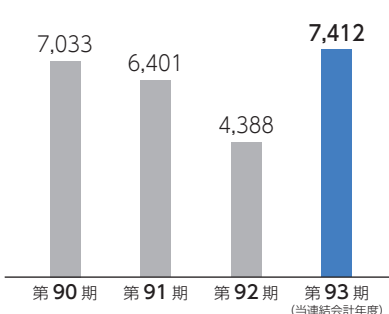
- ①新しい時代に適合した営業戦略
 - ・モノ売りからコトも含めた提案をできる営業力・技術力の向上
- ②体質改善のための基盤強化
 - ・社内実務のOA化
 - ・新しい時代を見据えた人事制度改革
- ③2,000億円企業になる
 - ・継続して2,000億円以上の売上を計上できる顧客基盤を獲得

(5) 財産及び損益の状況の推移

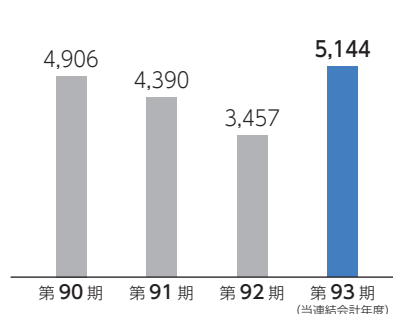
■ 売上高 (単位:百万円)



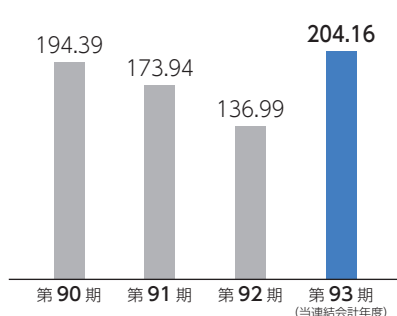
■ 経常利益 (単位:百万円)



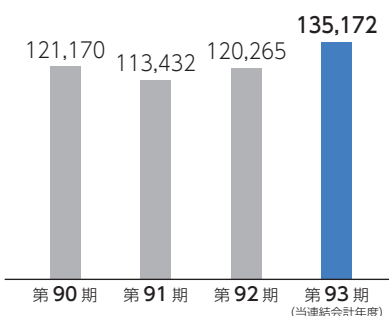
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



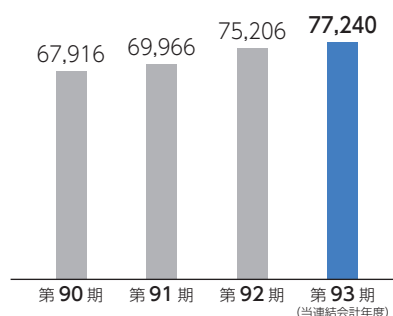
■ 1株当たり当期純利益 (単位:円)



■ 総資産 (単位:百万円)



■ 純資産 (単位:百万円)



区分	第90期 2019年3月期	第91期 2020年3月期	第92期 2021年3月期	第93期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	182,875	170,541	161,440	193,431
経常利益 (百万円)	7,033	6,401	4,388	7,412
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,906	4,390	3,457	5,144
1株当たり当期純利益 (円)	194.39	173.94	136.99	204.16
総資産 (百万円)	121,170	113,432	120,265	135,172
純資産 (百万円)	67,916	69,966	75,206	77,240

(注) 1. 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社、関係会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社大電社	480 百万円	100.0 %	F A 機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売
株式会社立花デバイスコンポーネント	350 百万円	100.0	半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守
株式会社高木商会	310 百万円	100.0	F A 機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売
株式会社立花電子ソリューションズ	350 百万円	100.0	半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守
立花オーバーシーズホールディングス社	36,882 千香港ドル	100.0	海外子会社の統括管理業務
タチバナセールス (シンガポール) 社 ※1	200 千シンガポールドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品の販売
タチバナセールス (香港) 社 ※1	1,001 千香港ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品の販売、技術・品質支援、EMSビジネス
立花機電貿易 (上海) 有限公司 ※2	1,500 千米ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品、産メカ製品の販売、技術・品質支援、EMSビジネス

(注) 1. 出資比率欄の () 内の数字は、間接保有割合であります。
 2. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
 3. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、F A 機器・産業機械・産業デバイス、半導体・電子デバイス並びに設備機器の販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

主要な取り扱い品目は次のとおりであります。

区分	主要取扱品目
■ FAシステム事業	プログラマブルコントローラー、インバーター、ACサーボ、各種モーター、配電制御機器、産業用ロボット、放電加工機、レーザー加工機、コネクタ、エンベデッド機器、産業用パソコン、タッチパネルモニター
■ 半導体デバイス事業	半導体 (マイコン、ASIC、パワーモジュール、メモリー、アナログIC、ロジックIC)、電子デバイス (メモリーカード、密着イメージセンサー、液晶)
■ 施設事業	パッケージエアコン他空調機器、LED照明、太陽光発電システム、オール電化機器、ルームエアコン、昇降機、受変電設備機器、監視制御装置
■ その他	立体駐車場・流通向けラック用金属部材の加工・製造受託、電子機器設計・製造受託

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪市西区西本町1丁目13番25号		
支 社	東京 (東京都)	名古屋 (愛知県)	
支 店	東関東 (茨城県)	北関東 (埼玉県)	神奈川 (神奈川県)
	三河 (愛知県)	東海 (愛知県)	北陸 (石川県)
	三重 (三重県)	滋賀 (滋賀県)	南大阪 (大阪府)
	神戸 (兵庫県)	姫路 (兵庫県)	広島 (広島県)
	四国 (香川県)	九州 (福岡県)	
営業所	東北 (宮城県)		

(注) 2022年4月1日付で、岡山営業所を開設しております。

② 重要な子会社、関係会社

研電工業株式会社		本社 (大阪市西淀川区)
株式会社立花宏和システムサービス		本社 (兵庫県尼崎市)
株式会社大電社		本社 (大阪市浪速区)
株式会社立花デバイスコンポーネント		本社 (東京都港区)
株式会社高木商会		本社 (東京都大田区)
株式会社立花電子ソリューションズ		本社 (東京都港区)
立花オーバーシーズホールディングス社		中華人民共和国 (香港)
タチバナセールス (シンガポール) 社	※1	シンガポール
タチバナセールス (香港) 社	※1	中華人民共和国 (香港)
台湾立花股份有限公司	※1	台湾 (台北市)
立花機電貿易 (上海) 有限公司	※2	中華人民共和国 (上海市)
タチバナセールス (バンコク) 社	※1	タイ王国 (バンコク)
タチバナセールス (マレーシア) 社	※3	マレーシア (セランゴール州)

(注) 1. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
 2. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。
 3. ※3はタチバナセールス (シンガポール) 社の100%出資会社であります。

③ 国内子会社及び海外ネットワークの状況



国内営業拠点：当社 19拠点 子会社 6社 29拠点

海外営業拠点：子会社 9社 14拠点

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前年度比増減
F Aシステム事業	804名	18名減
半導体デバイス事業	336名	16名減
施設事業	133名	2名増
その他	33名	5名減
全社（共通）	83名	—
合 計	1,389名	37名減

(注) 1. 従業員数は、当社企業グループから当社企業グループ外への出向者を除き、当社企業グループ外から当社企業グループへの出向者を含んでおります。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
849名	33名減	43.0才	17.4年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,300百万円
株式会社伊予銀行	800百万円
株式会社三井住友銀行	450百万円

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 96,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,025,242株

(注) 2022年2月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末より1,000,000株減少しております。

(3) 株主数 28,769名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱電機株式会社	1,921	7.69
株式会社サンセイテクノス	1,563	6.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,440	5.77
立花エレテック従業員持株会	1,214	4.86
株式会社三菱UFJ銀行	1,082	4.33
株式会社きんでん	754	3.02
株式会社ノーリツ	742	2.97
日本生命保険相互会社	471	1.89
株式会社たけびし	459	1.84
株式会社伊予銀行	435	1.74

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式46,888株を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊武雄	社長執行役員
取締役	山口均	専務執行役員 F Aシステム事業本部長兼 F A機器事業部長、本社拠点担当
取締役	高見貞行	専務執行役員 半導体デバイス事業担当
取締役	布山尚伸	常務執行役員 東京支社長兼東京管理部長、東京支社拠点担当、海外事業担当
取締役	生田誠	三菱電機株式会社 関西支社副支社長
取締役	辻川正人	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	松橋澄	
監査役	大谷康弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 K V I 税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員
監査役	塩路広海	弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役

- (注) 1. 取締役生田誠氏及び辻川正人氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役大谷康弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当事業年度末日後の、役員の当社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
渡邊武雄	社長執行役員 MS事業担当	社長執行役員	2022年4月1日
山口均	専務執行役員 F Aシステム事業本部長、本社拠点担当	専務執行役員 F Aシステム事業本部長兼 F A機器事業部長、本社拠点担当	2022年4月1日
生田誠	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社副支社長兼関西支社営業統括部長	三菱電機株式会社 関西支社副支社長	2022年4月1日

5. 取締役辻川正人氏、監査役大谷康弘氏及び塩路広海氏を、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届出をしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2019年8月7日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、その内容が2021年3月1日施行の会社法に則ったものであることを2021年4月12日開催の取締役会で確認しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役の報酬等については取締役会で、監査役の報酬等については監査役会での協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬等は、継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値向上に資することを目的としております。現在、取締役（社外取締役は除く）は全員執行役員を兼務しており、これらの取締役の報酬は、執行役員分の報酬を含みます。その報酬等は、以下を骨子として設計しております。

- ・当社は執行役員制を採用していることから、執行役員報酬を基礎とし取締役報酬を加算する。
- ・固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬で構成する。
- ・企業価値向上には業績向上の影響が大きいことから、業績を司る執行役員分の報酬は、経営・ガバナンスを司る取締役分の報酬を上回るものとする。
- ・執行役員は単体業績に責任を持ち、取締役は連結業績・ガバナンスに責任を持つことを基本として、その成績を反映する。

1. 基本報酬に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、基本報酬部分は役位と担当職務に応じて決定しております。
- ・取締役の報酬（月額）は基本報酬部分と前年事業年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬部分とに区別して決定しております。

2. 業績連動報酬等に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、業績連動部分は基準となる指標を単体業績での儲けをあらわす前年事業年度の単体営業利益（2021年3月期 2,846百万円）を使用することが重要だと判断し、

採用しております。

- ・取締役については基準となる指標を連結業績の財務活動を含めた全体損益を表している連結経常利益（2021年3月期 4,388百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・なお、当該基準は3年ごとに見直しされ、取締役会で決定いたします。

(2) 賞与

- ・月額同様に執行役員賞与を基礎とし、取締役賞与を加算します。
- ・基準月数は、直近における標準的な業績を基に、2.5ヶ月/半期としております。
- ・執行役員賞与は単体業績を基準にしたものと、担当職務における役員個々の査定に基づいたもので決定しております。
- ・取締役賞与については連結経常利益を基準とし、取締役、代表取締役の別で決定しております。

3. 報酬等の割合に関する方針

- ・執行役員報酬と取締役報酬の割合は、役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、75:25を基本としております。
- ・基本報酬部分と業績連動報酬部分は同じく役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、60:40を基本としております。
- ・業績連動報酬部分は過去の業績等に基づいた基準に対して生み出された成果・業績を以て処遇するものであり、その業績の反映度は、高い役位に対して、より高い成果・業績責任を求める設計としております。このことにより、業績連動報酬部分については成果・業績の好不調に大きく左右されますので、その割合は大きく変動することがあります。

4. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・報酬額の範囲は2007年6月28日開催の第78回定時株主総会決議により、取締役の報酬額を年額400百万円以内、監査役の報酬額を年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は3名です。
- ・賞与の支給は年2回としております。

5. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・当社の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動は、2019年8月7日開催の取締役会にて役員報酬の配分基準等について決議しており、その決議に基づき役員の報酬及び賞与の個人配分については代表取締役社長社長執行役員渡邊武雄に一任しております。

6. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・社外取締役の報酬は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬のみにしております。

- ・ 監査役の報酬も、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、基本報酬のみとしております。
- ・ 2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役及び監査役への退職慰労金制度を廃止し、同制度廃止までの在任期間に対応した取締役及び監査役への退職慰労金をそれぞれの退任期に支給することを決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	254 (6)	164 (6)	89 (一)	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	21 (9)	21 (9)	—	—	3 (2)

- (注) 1. 上記支給人数には、無報酬の社外取締役1名は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。
 3. 当事業年度において、社外役員が、子会社から役員として受けた報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	関係
取締役	生田 誠	三菱電機株式会社 関西支社副支社長	製品の仕入及び販売があります。
	辻川 正人	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役(監査等委員)	法律顧問契約を締結しております。 特別の関係はありません。
監査役	大谷 康弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	塩路 広海	弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	生田 誠	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、当社と異なる社外の視点から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
	辻川 正人	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に関わる意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
監査役	大谷 康弘	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査役会6回全て（100％）に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、社外監査役としての職責を果たしております。
	塩路 広海	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査役会6回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、社外監査役としての職責を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、社外取締役及び社外監査役全員と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

④ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、監査役、執行役員であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

当該保険契約は、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、訴訟費用等)に対して、保険金が支払われます。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社であるタチバナセールス（シンガポール）社、タチバナセールス（香港）社及び立花機電貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の基本方針は、将来の経営環境の変化に対応できるよう財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、本年2月7日の発表の通り1株当たり30円（前年対比で10円の増配）といたしました。これにより、既に実施済みの中間配当金30円と合わせまして、年間配当金は1株当たり60円（前年度対比で23円の増配）となります。

なお、自己株式の取得につきましては、株価や市場へのインパクト等を勘案しつつ、実施時期及び実施規模も含め、1株当たりの価値を高めるべく、積極的に対応してまいります。当該年度においても自己株式の取得を実施し、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向は37.3%になります。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	11,223
受取手形、売掛金及び契約資産	64,397
有価証券	100
商品	26,557
仕掛品	12
原材料	1
未収入金	3,135
その他	1,244
貸倒引当金	△59
流動資産合計	106,612
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	2,158
機械装置及び運搬具	10
工具、器具及び備品	315
土地	3,077
リース資産	34
建設仮勘定	1
有形固定資産合計	5,596
無形固定資産	
ソフトウェア	516
その他	34
無形固定資産合計	551
投資その他の資産	
投資有価証券	20,429
長期貸付金	1
退職給付に係る資産	1,021
繰延税金資産	179
その他	865
貸倒引当金	△85
投資その他の資産合計	22,412
固定資産合計	28,560
資産合計	135,172

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	42,043
短期借入金	4,944
未払法人税等	2,008
賞与引当金	1,284
その他	4,569
流動負債合計	54,850
固定負債	
長期借入金	103
繰延税金負債	2,043
退職給付に係る負債	656
その他	278
固定負債合計	3,081
負債合計	57,932
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	5,874
資本剰余金	6,146
利益剰余金	58,965
自己株式	△58
株主資本合計	70,927
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	5,370
繰延ヘッジ損益	2
為替換算調整勘定	524
退職給付に係る調整累計額	414
その他の包括利益累計額合計	6,312
純資産合計	77,240
負債純資産合計	135,172

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		193,431
売上原価		167,504
売上総利益		25,926
販売費及び一般管理費		19,216
営業利益		6,710
営業外収益		
受取利息	81	
受取配当金	343	
仕入割引	70	
為替差益	146	
雑収入	151	
営業外収益合計		793
営業外費用		
支払利息	23	
シンジケートローン手数料	17	
雑損失	50	
営業外費用合計		90
経常利益		7,412
特別利益		
投資有価証券売却益	113	
特別利益合計		113
特別損失		
投資有価証券評価損	12	
特別損失合計		12
税金等調整前当期純利益		7,513
法人税、住民税及び事業税	2,490	
法人税等調整額	△120	2,369
当期純利益		5,144
親会社株主に帰属する当期純利益		5,144

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,629	支払手形	309
受取手形	2,035	電子記録債務	7,051
電子記録債権	11,626	買掛金	26,401
売掛金	36,722	短期借入金	4,380
商品	17,171	未払金	1,031
前渡金	181	未払費用	458
前払費用	134	未払法人税等	1,390
未収入金	3,112	前受金	1,445
その他	1,705	預り金	1,040
貸倒引当金	△52	前受収益	3
流動資産合計	75,266	賞与引当金	960
固定資産		流動負債合計	44,471
有形固定資産		固定負債	
建物	1,903	長期借入金	50
構築物	42	繰延税金負債	1,562
車輜運搬具	0	資産除去債務	11
工具、器具及び備品	275	その他	60
土地	1,685	固定負債合計	1,684
有形固定資産合計	3,907	負債合計	46,155
無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	471	株主資本	
その他	13	資本金	5,874
無形固定資産合計	485	資本剰余金	
投資その他の資産		資本準備金	5,674
投資有価証券	17,502	資本剰余金合計	5,674
関係会社株式	6,661	利益剰余金	
長期貸付金	152	利益準備金	349
長期前払費用	48	その他利益剰余金	
差入保証金	145	別途積立金	37,800
前払年金費用	426	繰越利益剰余金	3,807
その他	93	利益剰余金合計	41,957
貸倒引当金	△79	自己株式	△58
投資その他の資産合計	24,951	株主資本合計	53,447
固定資産合計	29,343	評価・換算差額等	
資産合計	104,610	その他有価証券評価差額金	5,003
		繰延ヘッジ損益	2
		評価・換算差額等合計	5,006
		純資産合計	58,454
		負債純資産合計	104,610

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		130,145
売上原価		113,325
売上総利益		16,820
販売費及び一般管理費		12,562
営業利益		4,258
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	379	
仕入割引	14	
為替差益	260	
雑収入	169	
営業外収益合計		822
営業外費用		
支払利息	20	
シンジケートローン手数料	17	
固定資産除却損	7	
雑損失	5	
営業外費用合計		51
経常利益		5,029
特別利益		
投資有価証券売却益	113	
特別利益合計		113
税引前当期純利益		5,143
法人税、住民税及び事業税	1,756	
法人税等調整額	△122	1,633
当期純利益		3,509

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 和田 朝喜
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 朝喜
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 立花エレテック 監査役会

常勤監査役 松橋 澄 ㊟

社外監査役 大谷 康弘 ㊟

社外監査役 塩路 広海 ㊟

以上

